○外務省令第十九号

外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第二十三条第四項の規定に基づき、在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十四日　外務大臣　岡田　克也

在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令

在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令（昭和二十九年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「レシフェ（ブラジル）」を削り、「ワガドゥグー（ブルキナファソ）」を「ワガドゥグー（ブルキナファソ）」に、「トリポリ（リビア）」を「トリポリ（リビア）」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

○外務省令第二十号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第三条第一項の規定に基づき、旅券法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十四日　外務大臣　岡田　克也

旅券法施行規則の一部を改正する省令

旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「在ボツワナ日本国大使館」を「在ベナン日本国大使館　在ボツワナ日本国大使館」に、在「リビア日本国大使館　在ルワンダ日本国大使館」を「在リビア日本国大使館　在ルワンダ日本国大使館」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第百五十七号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第二十九条並びに障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二条第三号及び第四十九条第一項第五号の規定に基づき、身体障害者福祉法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十四日　厚生労働大臣　長妻　昭

身体障害者福祉法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（身体障害者福祉法施行規則の一部改正）

第一条　身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第五号中「若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫」を「、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓」に改め、同表心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害の欄中ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の欄の下に次のように加える。

肝臓機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四号を次のように改める。

四　心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能の障害で、永続し、かつ、自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害で、永続し、かつ、日常生活が極度に制限されるもの又は肝臓の機能の障害で、永続し、かつ、日常生活活動が極度に制限されるもの

別表第三第四号を次のように改める。

四　心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能の障害で、家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害で、日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）又は肝臓の機能の障害で、日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第百五十八号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十四日　厚生労働大臣　長妻　昭

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。